

備考（宅地建物取引主任者登録移転申請書）

あて名は移転後の都道府県知事とし、その都道府県知事の発行する証紙をはり付けること。
 なお、申請書の提出は移転前の都道府県知事にすること。

申請者は*印の欄には記入しないこと。

「移転前の登録番号」の欄について、登録している都道府県については次の表により該当する都道府県知事のコードを記入すること

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（網走）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

「移転後の都道府県知事」の欄は、 の表により該当する都道府県知事のコードを記入すること

氏名の「フリガナ」欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」欄も、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

「生年月日」の欄は、最初の には下表により該当する元号のコードを記入するとともに、 に数字を記入するに当たっては、空位の に「0」を記入すること

S	5	5	年	1	1	月	3	0	日	M	明治	S	昭和
(昭和55年11月30日の場合)										T	大正	H	平成

「性別」の欄は、該当する番号を記入すること

移転前と移転後において住所、電話番号等が異なる場合には、「住所」、「電話番号」の欄には移転後におけるものを記入すること

「住所市区町村コード」の欄は、該当する市区町村のコードを記入すること。

「住所」の欄は、 により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ -（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ -（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

「本籍市区町村コード」の欄は、該当する市町村コードを記入すること。

なお、外国籍の場合は

9	9	0	0	0
---	---	---	---	---

 と記入すること。

「本籍」の欄は、 により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおり上段から左詰めで記入すること。
 なお、外国籍の場合には記入しないこと。

「移転前の都道府県知事」の欄は、上記 の表より該当する都道府県知事のコードを記入すること。

「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記入すること。

「免許証番号」の欄は、免許権者については上記 の表より該当するコードを記入すること。